

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、その翌日)

◇ 告 示

目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 国定公園の公園事業の一部決定
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 新たに行おうとする土地改良事業の認可
- 数人が共同して行う土地改良事業計画等の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可
- 飼料の試験の結果の概要
- 豚等の移入の禁止の一部改正
- 保安林の指定の解除予定(三件)
- 指定施業要件の変更予定の保安林(八件)
- 開発行為に関する工事の完了(三件)
- 収入証紙の小売りさばき人の指定

◇ 公 告

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令(二件)
 松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令
 砂利採取業務主任者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第七百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
神鳥眼科医院	米子市博労町四丁目三三一	昭和五十七年七月五日
皆生温泉病院	米子市皆生一三七二―二四	〃
林 原 医 院	東但郡赤碕町大字赤碕 一〇八九―二	昭和五十七年七月九日
鳥取県薬学総合 センター薬局	鳥取市吉方温泉三丁目七五一	〃
山田歯科医院	八頭郡河原町大字佐貫七五六	昭和五十七年八月一日

鳥取県告示第七百六十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
林原外科医院	東伯郡赤碓町大字赤碓 一〇九二	昭和五十七年六月六日
三津野医院	西伯郡大山町所子五五四	昭和五十七年六月十九日

鳥取県告示第七百六十六号

自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第十二条第三項の規定に基づき、氷ノ山後山那岐山国定公園の公園事業の一部を決定したので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、鳥取県衛生環境部自然保護課及び関係町役場に備え付けて縦覧に供する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

事業の種類	路線名	区 間
道 路(歩道)	中国自然歩道線	起点 八頭郡智頭町(狩谷山・国定公園境界)
		終点 八頭郡若桜町(若杉峠・鳥取岡山両県境)

鳥取県告示第七百六十七号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四十三条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器			
実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和五十七年九月七日	午前十時から午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホーム
昭和五十七年九月八日	"	"	米子市住吉公民館
昭和五十七年九月九日	"	"	米子市義方公民館
昭和五十七年九月十日	"	"	米子市就将公民館
昭和五十七年九月十一日	"	"	鳥取県立米子図書館

昭和五十七年九月十三日 " 米子市立啓成小学校

昭和五十七年九月十四日 午前九時から 午前十時三十分まで " 鳥取大学医学部附属病院

" 午前十一時から 正午まで " 国立米子病院

" 午後一時から 午後二時まで " 労働福祉事業団山陰労災病院

昭和五十七年九月二十日 午前十時から 午後三時まで " 鳥取県立米子図書館

鳥取県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、名和土地改良区の定款の変更を昭和五十七年八月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百六十九号

昭和五十七年六月十四日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（藤井谷地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市上古川五二番地の一天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十号

昭和五十七年六月十四日付けで天神野土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（横谷地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所及び倉吉市上古川五二番地の一天神野土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十一号

米子市四ヶ村堰土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(日原地区暗きよ排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月二日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十二号

昭和五十七年四月十二日付で西伯郡会見町鶴田二九八番地野口晴正ほか二人の者から申請のあつた共同で行おうとする土地改良事業計画及び規

約については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一、縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

会見町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十三号

昭和五十七年六月十二日付で東伯町から申請のあつた土地改良(中津原地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十四号

昭和五十七年六月二十一日付けで中山町から申請のあつた土地改良（退休寺地区ため池等整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年八月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十五号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（富江（大内大谷）地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年八月二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百七十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十七年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月日	試験結果概要							ME	その他				
				粗たん	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素			水溶性窒素	ペプトン消化率	DCP	TDN
神戸市 日清製粉株式会社 日清飼料工場	米子市岡三柳大沢16 島相米穀株式会社 日清飼料米子営業所	日清印子豚用配合飼料	57.5	15.3	4.8	2.2	4.4	0.69	0.55							
		日清印大すう用配合飼料	57.6	15.6	3.3	3.7	6.5	1.28	0.67							
		日清印肉生用配合飼料	57.6	12.3	3.6	3.4	6.0	1.11	0.52							
		日清印肉生用配合飼料	57.6	12.3	3.6	3.4	6.0	1.11	0.52							
		日清印子豚用人工乳	57.6	18.5	5.9	1.5	4.9	0.77	0.62							
		サニーコロラート	57.6	18.5	5.9	1.5	4.9	0.77	0.62							
		日清印子生用人工乳	57.6	19.0	4.6	2.7	5.1	0.72	0.59							
		ニユーカーラスター	57.6	19.0	4.6	2.7	5.1	0.72	0.59							
		くみあい配合飼料	57.6	16.8	2.7	4.7	7.7	1.05	0.83				13.5	67.6		
		和牛繁殖連産1号	57.6	16.8	2.7	4.7	7.7	1.05	0.83				13.5	67.6		
堺港市 山陰くみあい飼料株式会社	堺港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい標準配合飼料	57.6	14.9	3.2	1.9	4.2	0.67	0.45			12.1	76.7			
		スーパースタンド配合飼料	57.6	14.9	3.2	1.9	4.2	0.67	0.45			12.1	76.7			
		くみあい標準配合飼料	57.6	17.5	4.7	2.3	10.5	3.00	0.69					2800		
		成鶏用エッグマッシュ17	57.6	17.5	4.7	2.3	10.5	3.00	0.69					2800		
		くみあい配合飼料	57.6	17.4	5.1	3.5	10.0	2.85	0.66						2810	
		成鶏用スターレイン17	57.6	17.4	5.1	3.5	10.0	2.85	0.66						2810	
		くみあい配合飼料	57.6	15.9	3.4	3.0	4.7	0.72	0.55				12.9	74.3		
		種豚用S	57.6	15.9	3.4	3.0	4.7	0.72	0.55				12.9	74.3		
		くみあい標準配合飼料	57.6	16.9	3.5	1.9	4.2	0.69	0.54				14.1	77.0		
		スーパースタンド配合飼料	57.6	16.9	3.5	1.9	4.2	0.69	0.54				14.1	77.0		

注 1 飼料の名称の欄中「㊟」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

鳥取県告示第七十七号

昭和五十七年五月鳥取県告示第五百二十七号（豚等の移入の禁止について）の一部を次のとおり改正する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「茨城県」を「茨城県石岡市、結城市及、竜ヶ崎市並びに、東茨城郡、西茨城郡、新治郡、稻敷郡及び行方郡」に改める。

鳥取県告示第七十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡会見町鶴田字小原山ノ一 一三三二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字小代路六七三の九、六七三の一〇（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字田代字四十曲リ谷六九六（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字三朝字法師谷六八六の二二

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

送電施設用地とするため

鳥取県告示第七百八十一号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受け

たので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町、佐治村(以上二町村について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに用瀬町役場及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百八十二号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十三号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十四号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十五号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十六号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡八束町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び八束町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十七号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十八号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字米富字大峰、字後口谷、大字小泉字小泉奥、大字明高字五十木、大字福原字福原奥、大字堀字蛭山、大字今西字下晝山、大字山口字山口奥、字黒谷、大字野添字泉谷尻、字西鴨（以上一―一―字围有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八十九号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年一月七日 鳥取県指令受都計第三百八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字上鷹津及び字下村土居ノ下

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

鳥取県告示第七百九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年十二月十日 鳥取県指令受都計第三百四十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字新屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町一五八

有限会社山陰不動産センター

代表取締役 池上美道

鳥取県告示第七百九十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年二月二十二日 鳥取県指令受倉土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市中江字四条

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市上井五五一六

シマ電気設備株式会社

代表取締役 竹森明美

鳥取県告示第七百九十二号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定年月日	指定番号	住 所	氏 名	売りさばき場所
昭和五十七年八月三日	四四三	西伯郡名和町大字押平四一三	中原啓三郎	西伯郡名和町大字古御堂二一八

鳥取県告示第七百九十三号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十七年八月二十七日から同年十月三十一日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布し、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに三に掲げる樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第七百九十四号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五

条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市、倉吉市、米子市及び三朝町の区域

2 期間

昭和五十七年九月一日から昭和五十八年二月二十八日まで

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

四 その他必要な事項

1 三に掲げる措置については森林害虫防除員の指示に従うこと。

2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を速やかに三に掲げる伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第七百九十五号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四
第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同法第四条の四
第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三
号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

日野町及び日南町の区域を除く県下全域

2 期間

昭和五十七年八月二十七日から昭和五十八年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理す
る者は、当該松の樹木を伐倒して破砕（枝条は焼却）し、又は当該松の
樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

三 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置について、破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さ
が六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十
五ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。
- 3 二に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとする者は、別

に定める申請書を速やかに二に掲げる松林の所在する地域を管轄する
地方農林振興局長に提出すること。

公 告

昭和57年7月30日に実施した砂利採取業務主任者試験に合格した者は、
次のとおりである。

昭和57年8月6日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

布田	隆次	上田	勝美	大谷	兼政	木下	靖之	林	信美
中村	政秋	山根	繁幸	瀧本	哲也	大森	明紀	湯村	章
松田	清一	山根	孝	尾谷	豊	前田	操雄		